

全ト協発第75号(企)
令和5年5月11日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己

「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」の一部改正について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」（令和4年1月26日付け国自安第147号、国自情第277号、国自貨第102号、国自整第247号）の一部を改正する通達が発出され、国土交通省より別添のとおり、周知についての依頼がございました。

業務ご多忙の中、恐れ入りますが、本改正について、貴協会会報誌やホームページなどにより、会員事業者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

■添付書類

- ・別添 01 : 通知文 【国土交通省→全日本トラック協会あて】
- ・別添 01-参 : 通達の改正後全文
- ・別添 02-1 : 事務取扱 【運輸局等あて】
- ・別添 02-2 : 事務取扱別添様式 【運輸局等あて】

以上

◇本件問合せ先：企画部 TEL03-3354-1037